

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年1月30日

協議会名：	山形県地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。 一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。 しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、バス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。 こうした中で、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。 また、増加傾向にある補助金の抑制を図るため、バス事業者や沿線の市町村と連携し、データに基づく運行の効率化のための路線の再編や便数の適正化の検討、貨客混載等による新たな収益の確保、利用者増につながるモビリティ・マネジメント等の生産性の向上に向けた取組みを推進する。